

次に、第15款「国庫支出金」から第22款「市債」、75ページから102ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています上野委員の質疑を許します。

○ 上野委員

90ページ、不動産売り払い収入についてお伺いをします。まず、不動産売り払い収入の内訳について教えていただきたいと思います。

○ 管財課長

不動産売り払い収入の内訳でございますが、大きく分けると分譲住宅地の売り払い収入が4件で、面積1,188.09m²、金額2,516万8,000円、それから、工業団地売り払い収入1件、面積1万31.05m²、金額5,717万6,985円、管財課が所管しております普通財産の売り払い収入が35件、面積9,987.59m²、金額で1億6,196万1,739円で、合計ですが、40件、面積2万1,206.73m²、2億4,430万6,724円となっております。

○ 上野委員

売却の方法を教えてください。

○ 管財課長

売却の方法ですが、不要公有財産につきましては、公有財産調整委員会において行政目的がないか、境界が確定しているかなどを審議し、決定後は財産管理審議会におきまして、不動産鑑定評価などを参考に適正な価格を設定し、原則一般競争入札で売却は行っております。

○ 上野委員

一般競争入札にかけるときに、条件を付すことはされてありますか。

○ 管財課長

現在、一般競争入札の売却につきましては、用途指定、転売禁止等の条件は付しておりません。

○ 上野委員

市有地の売却を推進する理由を教えてください。

○ 管財課長

不要の公有財産につきましては、厳しい財政状況の中、計画的かつ積極的な売却を行うことで、維持管理費の縮減と売却収入によります自主財源の確保を図るものでございます。

○ 上野委員

それでは、この売り払いの40件の中で、地区住民反対の中、売却をされた物件はございますか。

○ 管財課長

平成19年度ではございません。

○ 上野委員

それでは、地区住民反対運動の兆しが見られた場合、どのような対応をされますか。

○ 管財課長

飯塚市民、地元住民の理解が得られるよう説明を行ってまいりたいと考えております。

○ 上野委員

市民の財産でもある市有財産、どのような考えで売却していかれるのか、非常に重要だと思うんで、具体的にちょっとお聞かせ願いたいんですけども、民家の隣の山、9万m²、売却した前例、飯塚市にございますか。

○ 管財課長

山林9万m²売却したことは、現在、合併してからはございません。

○ 上野委員

地区の住民さん、非常に心配をなされてるわけですけど、既にそういう計画が上がっていると

ということなので、その相手先、どのような目的で購入をされるというふうに把握をされておられますか。

○ 管財課長

先ほど申しました一般競争入札で売却いたしますので、一般競争でございますので、どなたが入札で落札されるかわかりませんので、用途については今のところ不明でございます。

○ 上野委員

今回の場合、民家の隣のちょっとした市有地を売ってくれっていう話じゃないんですよ。目的もわからないまま、ただ欲しいから山売ってくれと。じゃいいですよと。そんなことすれば、市内の山、全部なくなってしまうんじゃないですか。

○ 管財課長

今回の9万m²でございますが、国道200号線の勢田地内でございますが、そういう200号線に接しておりますので、今回、売却することでございます。また、先ほど申し述べましたように、厳しい財政状況の中でございますので、不要地については自主財源の確保のため売却していきたいと考えておりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 上野委員

バイパスの近くだから売るといような話ですけれども、2日前、28日の19時、夜の7時、颯田地区の自治会長を集めて環境整備課からごみの分別についての説明会がありました。課長の説明の中で、地球温暖化が世界的に大変な問題になってる、市としてもできることをやっていきたい、だから、ごみの分別よろしくという趣旨の説明がございました。

その一方で、同じ地区で行政がむやみに自然破壊を認めようとしておられる。この山のふもとの地域住民には、井戸水を利用されてる方が多数おられるというふうに思っております。将来的に汚染などの悪影響考えられると思います。大雨が降ったとき、人為的な大災害引き起こすことも考えられる。過去の水害、どういうふうに今把握されてありますか、この地区の。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:41

再開 13:43

委員会を再開いたします。

○ 管財課長

大変申しわけありませんが、大きな災害等については把握いたしておりません。

○ 上野委員

委員長からの御指摘もありますので、ちょっと私のほうから少ししゃべらせていただくような形をとりたいと思いますが、バイパス横の山ですから、整地をされた後、明らかに何らかの建物が立つのは間違いないんじゃないかと。また、少なくとも、その可能性については否定はできない。条件を付けられないわけですから。

幾ら財政難とはいえ、このように無節操とも言えるような財産の売却は、まちづくりという考えからも、これを根底から覆す可能性が大いにあるというふうに私は思います。少なくとも目的もわからないまま、現段階では、公共性や公益性は全くなく、山を9万m²も売却しようという計画なんです。タウンミーティングでも市長は、自然環境を破壊する開発行為は極力慎みたいという旨の発言をされております。これに真っ向から反してるのではないかと。

また、先日、担当の職員さん方も現地を確認されたようですが、やっぱり地域に堂々と根差した立派な山だと私は思っておりますし、この山には、数十年かけて育ってきた樹木が、それこそ数えきれないほど立っております。しかも、ことし議会においても、飯塚市森林林業林産業活性化促進議員連盟を設立しております。私、副会長を仰せつかっておりますが、これがもしこのまま売買契約なんていうことで提示されたら、議会としても、またこれ反対せざるを得

ないんじゃないんでしょうか。

皆さん方、行政内部でも公有財産調整委員会というのを開かれているんですけども、その中でもやっぱり山を売るという計画自体に関しては、複数の課から異論も出たんじゃないかなというふうに思うんですね。本当に優秀な幹部職員の皆さんが将来に向けてよりよい飯塚市を創造しながら日々努力をされておると思います。冷静に、常識的に考えて、市民にきちんと説明できないような施策、これはやめてください。市政に対していたずらに不信感を招くことにつながるというふうに思います。最終的にはこんな話があったけど、近隣住民への生活への悪影響、まちづくり構想に影響を与える可能性、また、市長の思いに反するということから、このまま正式なテーブルにのることはないとは私は信じております。

これは今、穎田地区にとってまさに大きな問題になろうとしております。できれば、市長から明確な答弁をいただきたいと思うんですが、1つ目、公共性・公益性は全く認められない。2つ目、環境に対するタウンミーティングでの発言、3つ目、バイパス横という場所で整地後はまちづくりに大きな影響を及ぼす可能性が高い。4つ目、しかも地元では、穎田地区全体と表現していいほど売却に対する不信感が広がりつつあるという点。こんな状況を見ても市有財産の売却というのは、こんな大きな物件ですからあり得ませんよね。市長、どうですか。

○ 総務部長

今の質問者が言われましたように、市有林、穎田の勢田地区の市有林9万m²ほどの売却というんですか。不要財産ということで、通常市有林あたりについては、処分できるような場所はなかなかない、また、水源涵養というような意味もあって、かなり多くの市有林を私ども管理をいたしております。その中で、不要財産の処分という行革の目標もございましてけれども、財政状況に寄与できる分はないのかという中で処分について検討いたしておるところでございまして。当然、質問者言われますように、地元対応、そういった分については、十分検討する中で検討させていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○ 上野委員

財政難の中で、たとえ市有林であっても売却するなというふうに言ってるんじゃないんですね。ただ、すぐ横に民家があって、目的が何にも提示されないまま影響を及ぼす可能性が非常に高いと。ですから、公共性・公益性が高ければ十分に地元の方も納得されると思うんですよ。ですから、地元説明会、また、自治会長連合会への説明を十分に行っていた上での公示というふうに認識をさせていただいてよろしいですか。

○ 総務部長

地元の自治会長さんあたりについても、事前にお話といたしますか、そういったことは行っておったというふうに報告は受けております。以後につきましても、そういった面での対応については十分させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 上野委員

今、総務部長が言われたように、確かに地元の自治会長さんに説明があつておりますが、その際、きちんと地元の方々に対しても説明会開いてくださいと要望いただいておりますよね。その地元の説明会と、穎田地区9万m²という山は飯塚市でも売ったことないんですから、自治会のほうでも大変心配をなされてるので、自治会長会にきちんと説明、納得をした上で公示をするというふうに認識をさせていただいて質問を終わります。

○ 委員長

続いて、楡井委員の発言を許します。

○ 楡井委員

児童クラブの利用料に対する対応について、さらに、マナビ塾との連携について、これ、昨日の歳出のところで同じような内容の質疑をしておりますので、この歳出についての質疑は

中止します。

○ 委員長

次に、江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

市債についてでございます。市債の発行利率について、そうした発行方法について御案内ください。

○ 財政課長

起債借り入れにつきましては、まず、政府系の資金につきましては、公営住宅建設など活用できる事業が限定されておりました、これにつきましては、時期に応じまして定められた利率で借り入れを行います。それ以外、例えば合併特例債などは縁故債を活用しておりますが、借り入れは市内の金融機関に条件を提示いたしまして、入札により利率を決定しております。

○ 江口委員

ごめんなさい。利率について具体的に現状何%から何%っていうふうなところで御案内いただけますか。

○ 財政課長

ことし借り入れを行いました合併特例債関係の利率でございますが、これにつきましては1.675%で借り入れを行っております。

○ 江口委員

2%を切るわけですね。一方、予算の段階では、上限利率を定めてあったかと思えます。その上限利率どのようになっておりますでしょうか。

○ 財政課長

予算書上では6.0%以内というふうに規定をしております。

○ 江口委員

かなり返りがあるわけです。ぜひ市中の金利と合わせたところで、その上限金利についても定めていただきたいということをお願いして質問を終わります。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、第15款「国庫支出金」から第22款「市債」までの質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を2時とさせていただきます。

休 憩 13:52